

病第3号議案 横浜市病院事業の経営する病院条例の一部改正について

1 提案理由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の施行により、介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正されます。

また、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の施行により、健康保険法（大正11年法律第70号）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部が改正されます。

これに伴い、横浜市病院事業の経営する病院条例（以下「条例」といいます。）の一部を改正する必要があります。

2 改正の概要

介護保険法、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律の改正による項・号の追加に伴い、同法を引用している条例について、項ずれ・号ずれの修正を行うものです。

- (1) 脳卒中・神経脊椎センターに附置する介護老人保健施設の利用料金を定める条文において、介護保険法第8条第27項を引用していますが、同法改正に伴い、同条第17項が新設されるため、既存の同条第17項から27項までは第18項から第28項までとなり、項ずれが発生します。
- (2) 市民病院及び脳卒中・神経脊椎センターにおける選定療養の根拠として、健康保険法第63条第2項第4号及び高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第4号を引用していますが、同法改正に伴い、同項第4号が新設されるため、既存の同項第4号は第5号となり、号ずれが発生します。

3 施行日

平成28年4月1日